

佐久商工会議所検定試験に伴う受験者への連絡・注意事項

●【受験料の返還】

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

●【入場許可】

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●【遅刻】

試験会場への入場は時間を厳守してください。

試験開始後 30 分までの入場は認めます。

●【本人確認】

受験に際しては、顔写真付き身分証明書を携帯してください。

●【試験中の禁止事項】

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取ります。

- ・試験監督の指示に従わない者
- ・試験中に助言を与えたり、受けたりする者
- ・試験問題等を複写する者
- ・答案用紙を持ち出す者
- ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ・暴力行為や器物破損などにより試験を妨害する者
- ・その他の不正行為を行う者

●【飲食、喫煙】

試験中の飲食、喫煙はできません。

●【情報端末の使用禁止】

試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用は一切禁止します。

●【試験後の禁止事項】

試験問題を含め、試験に関して知りえた情報全般の複製、外部への開示、漏洩（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をはじめインターネット等への掲載を含む）を一切禁じます。試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取消するとともに、今後の受験をお断りするなどの対応を取ります。

●【試験後に不正が発覚した場合の措置】

試験後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消すとともに、今後の受験をお断りするなどの対応を取ります。

●【試験内容、採点に関する質問】

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

●【答案の公開、返却】

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●【合格証書の再発行】

合格証書の再発行はできません。

●【試験が施行されなかった場合の措置】

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、その他不可抗力による事故等の発生、新型コロナウイルス感染拡大により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●【答案の採点ができなかった場合の措置】

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。